

改正

平成31年1月9日要綱第5号

平成31年4月26日要綱第24号

令和3年11月12日要綱第37号

多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービスに係る新たな雇用の確保を図り、質の高い介護サービスの安定供給に資するため、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が従業者に研修を受講させた経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護職員初任者研修（以下「研修」という。）とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものとし、実施年度内に終了するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる事業のいずれかを町内で行う事業者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (3) 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- (6) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業および同号ロに規定する第1号

通所事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、他の公的助成を受けていない研修に係る受講料および教材費（以下「受講料等」という。）とする。ただし、分割払に伴う手数料および修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、受講者1名につき受講料等に2分の1を乗じて得た金額（1,000円未満切捨て）または受講者1名につき50,000円のいずれか少ない額とする。

(交付条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、当該研修の終了後引き続き3か月以上当該事業所に勤務している者に対する研修とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (2) 介護職員初任者研修課程を修了したことを証する書類の写し
- (3) 介護職員初任者研修の受講料等の領収書の写し
- (4) 雇用証明書
- (5) 誓約書（別記様式第3号）

(交付決定および通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、申請者に多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告および補助金の額の確定)

第9条 規則第12条の規定による補助金の実績報告は、第7条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定による補助金の額は、前条の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(取消通知書)

第11条 町長は、補助金の受給者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 規則第20条の規定による返還の命令は、多賀町介護職員初任者研修受講補助金返還通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年1月9日要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年4月26日要綱第24号）

(施行期日)

1 この要綱は、元号を改める政令（平成31年法律第143号）の施行の日（令和元年5月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用しているこの要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和3年11月12日要綱第37号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用しているこの要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号（第7条、第9条関係）
別記

様式第1号（第7条、第9条関係）

年 月 日

多賀町長

様

申請者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付申請書兼実績報告書

多賀町介護職員初任者研修受講補助金の交付を受けたいので、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり、必要書類を添えて申請するとともに、同要綱第9条の規定により、実績について報告します。

補助事業の名称	多賀町介護職員初任者研修受講補助金
補助対象経費	円
交付申請金額	円
添付書類	1 補助金所要額調書（別記様式第2号） 2 介護職員初任者研修課程を修了したことを証する書類の写し 3 介護職員初任者研修の受講料等の領収書の写し 4 雇用証明書 5 誓約書（別記様式第3号）

様式第2号（第7条、第9条関係）
 様式第2号（第7条、第9条関係）

補助金所要額調書

事業者名	
事業者の住所	名称： 住所：
研修実施機関名	
受講期間（開始～修了）	年 月 日 ～ 年 月 日
受講者数	名
受講に要した経費	円
補助対象経費（A） ※受講料等	円
$A \times 1 / 2 (A')$	円
補助基準額（B） ※受講者1名につき上限50,000円	円
補助金額（C） ※A' と B とを比較して低い額	円

※ $A \times 1 / 2 (A')$ に、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

研修受講者名簿

ふりがな 氏名	
研修修了後の勤務期間	年 月 日 ～ 年 月 日 就 労 中 ・ 離 職 中
ふりがな 氏名	
研修修了後の勤務期間	年 月 日 ～ 年 月 日 就 労 中 ・ 離 職 中
ふりがな 氏名	
研修修了後の勤務期間	年 月 日 ～ 年 月 日 就 労 中 ・ 離 職 中

※研修修了後、引き続き3か月以上の勤務を条件とする。

様式第3号（第7条、第9条関係）
様式第3号（第7条、第9条関係）

年 月 日

多賀町長

様

申請者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

㊞

誓約書

多賀町介護職員初任者研修受講補助金の交付にあたり、研修に係る他の公的助成を受けていないことを誓約いたします。

なお、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱 11条に該当する場合は、町長が指定する金額を返還します。

様式第4号（第8条、第9条関係）
様式第4号（第8条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

多賀町長

印

多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった多賀町介護職員初任者研修受講補助金の交付について、次のとおり決定し、および確定したので、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱第8条および第9条の規定により通知します。

補助事業の名称	多賀町介護職員初任者研修受講補助金
交付決定金額 確定金額	円
交付条件	多賀町補助金等交付規則および多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

多賀町長 様

申請者 住 所
 事業者名
 代表者名 ㊞
 電話番号

多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号にて交付の決定および確定のあった多賀町介護職員初任者研修受講補助金について、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

補助事業の名称	多賀町介護職員初任者研修受講補助金	
交付確定金額	円	
交付請求金額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座名義	

第 号
年 月 日

様

多賀町長



多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした多賀町介護職員初任者研修受講補助金について、次のとおり交付決定を取り消したため多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助事業の名称	多賀町介護職員初任者研修受講補助金
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消をした理由	

第 号
年 月 日

様

多賀町長



多賀町介護職員初任者研修受講補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした多賀町介護職員初任者研修受講補助金について、多賀町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金 額	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 事 業 の 名 称	多賀町介護職員初任者研修受講補助金
補助金の既交付金額 および 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。